

証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ケ 2以上の意思表示をした入札

コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内の入札価格による有効な入札書を提出した者にあつては、総合評価のための提案書について、イ、ウの方法により評価を行う。

イ 総合評価のための提案書の内容が、仕様書の要求をすべて満たしているか否か等を判定し、これを満たしているものには、別記「落札者決定基準」に基づき技術点を与える（満点700点）。なお、必須項目を1項目でも満たしていない場合は、加点項目の評価は行わない。

ウ 入札価格については、「 $300 \text{点} \times (1 - \text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格})$ 」により点数化し、価格点を与える。

エ 上記ア及びイにより算出された技術点、価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った場合は、最低の入札価格者であっても落札者とならない場合がある。

オ 技術評価点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、技術評価点及び価格点の最も高い者を落札者とする。また、技術評価点及び価格点の合計点数及び技術評価点の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 契約書作成の要否

要

なお、契約の締結期限は、落札決定の日から7日以内とする。

(7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

(8) その他詳細は、入札説明書による。

(9) この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary（※英訳の意）

(1) Subject matter of the contract:

Electronic Application System Development Commission

(2) Period of commission:

From the day of contract through March 26,2004

(3) Date and place to submit bidding proposal:

Date:1:30 p.m.,December 9,2003